

北海道の区域外に居住するアイヌの人々を 対象とする施策の対象となる者を認定する業務に係る規則

(目的)

第1条 北海道アイヌ協会は、この規則の定めるところにより、北海道の区域外に居住するアイヌの人々を対象とする生活向上関連施策の対象となる者（以下「対象者」という。）を認定する業務（以下「業務」という。）を行うものとする。

(対象者)

第2条 対象者は、北海道の区域外に居住していることにより、北海道庁が実施する生活向上関連施策の対象とならない者であって、アイヌの血族（養子は一代限りとする。）又は当該者（養子を除く。）と婚姻により同一の生計を営んでいる者とする。

(第三者委員会の設置)

第3条 北海道アイヌ協会理事長は、第5条第4項の意見を求めるため、有識者からなる第三者委員会を設置するものとする。

2 第三者委員会は、法曹資格を有する者及び戸籍事務に知見のある者を含む委員（北海道アイヌ協会の役職員及び対象者である旨の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）と利害関係を有する者を除く。）で構成するものとする。

3 北海道アイヌ協会理事長は、前項の委員の選任に当たっては、あらかじめ国土交通省北海道局長の同意を得るものとする。

(専門家の選任)

第4条 北海道アイヌ協会理事長は、次条第3項の調査を行うため、アイヌの歴史や言語等の専門家（以下「専門家」という。）を選任することができる。

2 北海道アイヌ協会理事長は、前項の専門家を選任する場合には、あらかじめ国土交通省北海道局長の同意を得るものとする。

(業務の手順)

第5条 申請者は、申請書（様式1）及び申請書に示した添付書類を北海道アイヌ協会理事長に提出するものとする。

2 北海道アイヌ協会理事長は、提出された申請書及び添付書類に基づき申請者の対象者認定について審査を行うものとする。

3 北海道アイヌ協会理事長は、前項の審査の遂行に際し、必要に応じ専門家への意見聴取を行うなど、所要の調査を行うことができる。

4 北海道アイヌ協会理事長は、第3条第1項の第三者委員会に対し、第2項の審査における手続に関し意見を求めるものとする。

5 北海道アイヌ協会理事長は、前項の意見を踏まえつつ、第2項の審査の結果に基づき申請者を対象者と認めるに足る十分な理由があると判断する場合は、申請者を対象者と認定するものとする。

6 北海道アイヌ協会理事長は、前項の対象者に対し、認定書（様式2-1）を交付する。また、対象者と認めるに至らなかった申請者に対し、様式2-2により、その旨を通知する。

(業務の報告)

第6条 北海道アイヌ協会理事長は、申請書の受理件数、認定書の発行件数、第三者委員会の開催状況等について年度毎に取りまとめ、毎年度終了後速やかに様式3により国土交通省北海道局長に報告するものとする。

(情報の管理)

第7条 北海道アイヌ協会の役職員、第三者委員会の委員及び専門家は、業務に関して知り得た情報を他者に漏らし、又は業務以外の目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

この規則は、平成26年3月15日から施行する。